

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成27年度青森県提案分)

	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	新規共同提案団体			
1	富山県	青森県、堺市、熊本県、大分県、栃木県	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LPガス新型バルクローリについて、民生用は液石法の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)における製造の許可(高圧法5条1項)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)における充てん設備の許可(液石法37条の4第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合には、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」を平成27年度中に改正する。 あわせて、事務処理の軽減に伴い、地方公共団体の判断で条例により手数料の減額等を定めることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
2	富山県	青森県、新潟市、熊本県、栃木県	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	コールドエバポレータに係る第二種製造者の届出(5条2項1号)及び第二種貯蔵所の届出(17条の2第1項)については、事務処理や事業者負担を軽減するため、双方の届出を同時に行う場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安院)を平成27年度中に改正する。
3	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県	青森県、沖縄県	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の都道府県への委託による実施の見直し	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)は、都道府県知事に委託することとされているが、都道府県の事務負担の軽減を図るため、民間委託に切り替えるなど、制度及び調査方法の抜本的な見直しを図ること。	労使関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、インターネットによるオンライン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答率が高い都道府県における取組事例について、都道府県に平成27年度中に通知する。
4	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	青森県、岩手県、いわき市、千葉県、八王子市、愛知県、岐阜県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会	難病医療費助成事務手続きの簡素化	指定難病患者からの更新手続きの隔年化及び、特定疾病医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手続き業務の簡素化。	医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長
5	宮城県、岩手県、広島県	青森県、山形県、いわき市、八王子市、神奈川県、岐阜県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会	指定難病患者が特定医療費を受給することができる受診医療機関等の事前申請の廃止	指定難病患者への特定医療費支給に係る医療受給者証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の名称等の記載が必要となっており、受診医療機関変更の都度、届け出が必要となっている。 指定難病患者が受診する医療機関は、すべて医療機関からの申請に基づき審査の上県で指定していることから、「都道府県が指定した医療機関」すべてで特定医療を受給できるよう規制緩和を求めるもの。	(i) 特定医療費の支給(5条1項)については、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができる。実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。 (ii) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成27年度青森県提案分)

	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	新規共同提案団体			
6	岐阜県	青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、沼津市、豊橋市、尼崎市、岡山県、香川県、高知県、熊本県、鹿児島県、特別区長会	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度(受給者証の交付)に係る高額療養費の所得区分の記載の廃止	受給者証における高額療養費の所得区分の記載に係る事務について、保険者への照会等に時間を要し、円滑な受給者証の交付の妨げとなっていることから、廃止されたい。	医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講ずる。 ・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止 ・支給認定の有効期間の延長
7	島根県、中国地方知事会	釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、熊本市、宮崎市、特別区長会	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。	(i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。
8	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、行田市、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、久留米市、熊本市、宮崎市、特別区長会	法定予防接種の保護者同意要件の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める。	(i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。 (ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。
9	福井市	青森県、花巻市、天童市、尾花沢市、遊佐町、栃木市、平塚市、三条市、上越市、丹波市、玉野市、宇部市、阿蘇市、宮崎市、日南市	空き家の利活用における旅館業法の規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・賃貸することを前提としている空き家物件への短期居住については、旅館業法の許可の対象外とする。	移住を希望する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、①空き家物件の利活用事業の実施主体である地方公共団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有し、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られることにより、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における宿泊サービスの提供については、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
10	群馬県、福島県、新潟県	青森県、花巻市、石巻市、大野市、豊田市、彦根市、甲賀市、丹波市、萩市、美馬市、高松市、宮崎市	都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験における旅館業法の適用除外	都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊(※)の場合、旅館業法の適用を除外する。 ※教育等を目的として実施される農林家で生活を体験させるための宿泊(ホームステイ)。農村余暇法で定める「農林漁業体験民宿業」ではない。	地方公共団体が設置する地域協議会等が事業実施主体となり、体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験を農家等に依頼し、当該地域協議会等が宿泊者から宿泊料に相当する対価を受けず、当該体験学習に係る指導の対価のみを受けられる場合については、当該地域協議会等が農家等に支払う経費は宿泊料に該当せず、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成27年度青森県提案分)

	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	新規共同提案団体			
11	兵庫県、滋賀県、関西広域連合	青森県、石巻市、豊田市、丹波市、山口県	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合においても旅館業法施行令及び施行規則の特例措置が受けられるよう適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が33平方メートル未満であっても営業を認めているが、農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する農林漁業体験民宿業を行う場合も、この特例措置が適用されるよう適用要件を緩和すること。	農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合については、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)に基づき検討し、省令を改正し、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を平成27年度中に適用除外とする。あわせて、空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積の条件についても、当該計画に基づき検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
12	島根県、中国地方知事会	青森県、相模原市、長崎県、熊本県	措置延長された者に対して一時保護(委託)措置を行えるよう弾力化	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も措置延長により児童養護施設等への入所又は里親への委託がなされている者について、法第33条第1項による児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護の委託を含む。以下「一時保護(委託)」という。)措置を実施できるように弾力化することを求める。	児童養護施設等に入所した児童や里親に委託した児童であって、満18歳を超えて措置延長されている者については、一時保護を行うことを可能とすることについて検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
13	指定都市市長会	青森県、福島県、豊橋市、高槻市、熊本県	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する。継続	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)
14	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
15	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	下川町、洞爺湖町、青森県、三条市、安曇野市、浜松市、福知山市、加西市、奥出雲町、江田島市、萩市、古賀市、熊本市、宮崎市、かほく市	病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。 ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。	病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱」(平27厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成28年4月を目途に改正する。

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成27年度青森県提案分)

	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	新規共同提案団体			
16	富山県	青森県、浜松市、萩市	「持続性の高い農業生産方式に係る技術」の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	持続性の高い農業生産方式に係る技術(施行規則1条)については、関係都道府県の意向等を調査し、同条3項に新たな技術を追加する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17	九州地方知事会	青森県、千葉県	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る届出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担軽減を図るため、農林水産大臣に対し一覧表方式により届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に係る添付書類のうち、漁船原簿謄本を不要とするよう措置すること。	届出漁業の操業に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平6農林水産省令54)19条)については、省令を改正し、漁船の登録の謄本の提出を平成28年5月末までに廃止する。あわせて、都道府県内における届出漁業者をまとめて一覧表の形式で届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づく届出書の様式(平7農林水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。 また、届出漁業のうち、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告(同省令22条)については、都道府県の意見を踏まえつつ、一覧表の形式で報告を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二條第三項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式(平7農林水産省告示470)を平成28年中に改正する。
18	九州地方知事会	青森県	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	水産多面的機能発揮対策交付金については、事業の効果的な実施を行う観点から、毎年度可能な限り、事業執行の支障を来さないよう、地方の実態を勘案した支払計画を策定する。
19	愛知県	青森県、福島県、埼玉県、奈良県、佐賀県、大分県、沖縄県	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。	高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
20	愛媛県、徳島県、香川県、高知県	青森県、千葉県、神奈川県、鹿児島県	難病法における医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を追加すること	難病法における医療費助成制度の実施主体に、都道府県及び指定都市(平成30年4月1日施行)のほか保健所設置市も加える。	対応無し

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成27年度青森県提案分)

	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	新規共同提案団体			
21	神奈川県	青森県、高岡市、山梨県、甲府市、神戸市、鳥取県、日吉津村、山陽小野田市、八幡浜市、長崎県、沖縄県、岐阜県、千葉県、高知県	特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重度化・多様化への対応や地域センター的機能の強化、就労支援の充実のため、(1) 教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2) 特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするため、標準化法にいう「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。	対応無し
22	埼玉県	青森県、萩市、特別区長会	基準病床数の廃止による地域医療構想における必要病床数への一本化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止し、地域医療構想における必要病床数に一本化すること。	対応無し
23	広島県、中国地方知事会、三重県	北海道、青森県、鹿角市、福島県、長崎県、熊本県、熊本市、沖縄県	地域少子化対策強化事業(交付金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために行う出会い・結婚支援等の事業が先駆的な取組と認められない場合、情報提供・啓発事業などの基礎的・共通的事业も対象外になることから、施策の基盤となる基礎的・共通的事业については継続的に実施できるよう、制度の見直しを行う。	「予算編成過程での検討を求める提案」と整理
24	愛知県	北海道、青森県、長野県、豊橋市、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、沖縄県、栃木県、横浜市、岐阜県	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	「予算編成過程での検討を求める提案」と整理
25	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府 和歌山県鳥取県香川県愛媛県高知県京都市関西広域連合	青森県、北上市、岐阜県、愛知県、豊橋市、姫路市、伊丹市、八幡浜市、久留米市、佐賀県、長崎県、大分県	学校施設の長寿命化対策に係る支援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	「予算編成過程での検討を求める提案」と整理